

令和 2 年 1 1 月

第 4 回稲城市議会定例会議案

(1 1 月 2 6 日開会
月 日閉会)

氏 名



稲城市告示第118号

令和2年第4回稲城市議会定例会を、下記のとおり招集する。

令和2年11月19日

稲城市長 高橋 勝



記

- 1 期日 令和2年11月26日
- 2 場所 稲城市議会議場

令和2年第4回稲城市議会定例会 議案目録

<条 例>

- 第88号議案 稲城市組織条例の一部を改正する条例
- 第89号議案 稲城市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 第90号議案 稲城市市税条例の一部を改正する条例
- 第91号議案 稲城市国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 第92号議案 稲城市立学校給食共同調理場設置に関する条例の一部を改正する条例
- 第93号議案 稲城市子ども家庭支援センター条例の一部を改正する条例
- 第94号議案 稲城市病院事業管理者の給与等に関する条例の一部を改正する条例

<補正予算>

- 第95号議案 令和2年度東京都稲城市一般会計補正予算（第7号）
- 第96号議案 令和2年度東京都稲城市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 第97号議案 令和2年度東京都稲城市土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）
- 第98号議案 令和2年度東京都稲城市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 第99号議案 令和2年度東京都稲城市下水道事業会計補正予算（第1号）

<そ の 他>

- 第100号議案 人権擁護委員の候補者の推薦について
- 第101号議案 稲城市道路線の認定について（稲城小田良土地区画整理事業関係・9路線）

第102号議案 稲城市道路線の認定について（平尾における民間宅地開発関係・2路線）

第103号議案 稲城市大丸地区会館の指定管理者の指定について

第104号議案 稲城市松葉集会所の指定管理者の指定について

第105号議案 稲城市押立ふれあい会館の指定管理者の指定について

第106号議案 稲城市地域振興プラザの指定管理者の指定について

第107号議案 稲城市福祉センターの指定管理者の指定について

第108号議案 稲城市上谷戸緑地体験学習館等の指定管理者の指定について

第109号議案 稲城長峰スポーツ広場の指定管理者の指定について

第88号議案

稲城市組織条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和2年11月26日

提出者 稲城市長 高橋 勝 浩

(提案理由)

地方自治体を取り巻く環境の変化に対応し、地域社会の持続的な発展を図るため、効率的かつ効果的に業務を行う組織体制を整備することに伴い、稲城市組織条例の一部を改正する必要があるため、本案を提出する。

稲城市組織条例の一部を改正する条例

稲城市組織条例（平成12年稲城市条例第39号）の一部を次のように改正する。

第1条中 「市民部
福祉部
都市建設部」 を 「市民部
産業文化スポーツ部
福祉部
子ども福祉部
都市建設部
都市環境整備部」 に改める。

第2条を次のように改める。

（分掌事務）

第2条 企画部の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 基本政策の企画立案及び施策の総合調整に関すること。
- (2) 組織及び機構に関すること。
- (3) 施策の評価に関すること。
- (4) 行政管理に関すること。
- (5) 財政に関すること。
- (6) 広報及び広聴に関すること。
- (7) 秘書に関すること。
- (8) 情報管理、情報システム及び情報政策に関すること。

2 総務部の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 式典、表彰、統計調査及び総合案内に関すること。
- (2) 議会に関すること。
- (3) 職員の人事（目標管理を含む。）、研修及び福利厚生に関すること。
- (4) 文書及び法務に関すること。
- (5) 契約及び財産の管理に関すること。
- (6) 工事等の検査に関すること。
- (7) 災害対策の調整に関すること。
- (8) 他の部に属さないこと。

3 市民部の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 戸籍及び住民基本台帳に関すること。
- (2) 国民健康保険、後期高齢者医療及び国民年金に関すること。
- (3) 市税の賦課に関すること。
- (4) 市税等の徴収に関すること。

4 産業文化スポーツ部の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 産業の振興に関すること。
- (2) 市民相談及び消費者保護に関すること。
- (3) 市民との協働及び市民交流に関すること。
- (4) 男女平等参画に関すること。
- (5) スポーツに関すること（学校における体育に関することを除く。）。

5 福祉部の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 地域福祉に関すること。
- (2) 生活福祉に関すること。
- (3) 高齢者の福祉に関すること。
- (4) 障害者の福祉に関すること。
- (5) 介護保険に関すること。
- (6) 保健衛生に関すること。
- (7) 少子化対策に関すること。

6 子ども福祉部の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

- (1) ひとり親家庭等の福祉に関すること。
- (2) 児童の福祉に関すること。
- (3) 青少年の健全育成に関すること。
- (4) 幼児教育に係る支援に関すること。

7 都市建設部の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

- (1) まちづくりに関する施策の総合調整に関すること。
- (2) 都市計画決定及び都市計画事業に関すること。
- (3) 住宅政策に関すること。
- (4) 土木、建築及び保全に関すること。
- (5) 道路及び河川の管理に関すること。

- (6) 交通政策及び交通安全に関すること。
 - (7) 公共用地の取得等に関すること。
- 8 都市環境整備部の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。
- (1) 環境の保全及び改善に関すること。
 - (2) 公害対策に関すること。
 - (3) 清掃及び資源リサイクルの推進に関すること。
 - (4) 緑化及び公園等に関すること。
 - (5) 区画整理事業に関すること。
 - (6) 下水道事業に関すること。

付 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(稲城市議会委員会条例の一部改正)

第2条 稲城市議会委員会条例（昭和50年稲城市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第2号中「福祉部」の次に「、子ども福祉部」を加え、同項第3号中「市民部」の次に「、産業文化スポーツ部」を、「都市建設部」の次に「、都市環境整備部」を加える。

(多摩都市計画事業稲城榎戸土地区画整理事業施行規程を定める条例の一部改正)

第3条 多摩都市計画事業稲城榎戸土地区画整理事業施行規程を定める条例（平成元年稲城市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第18条第3項中「都市建設部」を「都市環境整備部」に改める。

(多摩都市計画事業稲城矢野口駅周辺土地区画整理事業施行規程を定める条例の一部改正)

第4条 多摩都市計画事業稲城矢野口駅周辺土地区画整理事業施行規程を定める条例（平成4年稲城市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第16条第3項中「都市建設部」を「都市環境整備部」に改める。

(多摩都市計画事業稲城稲城長沼駅周辺土地区画整理事業施行規程を定める条例

の一部改正)

第5条 多摩都市計画事業稲城稲城長沼駅周辺土地区画整理事業施行規程を定める条例（平成4年稲城市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第16条第3項中「都市建設部」を「都市環境整備部」に改める。

（多摩都市計画事業稲城南多摩駅周辺土地区画整理事業施行規程を定める条例の一部改正）

第6条 多摩都市計画事業稲城南多摩駅周辺土地区画整理事業施行規程を定める条例（平成4年稲城市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第16条第3項中「都市建設部」を「都市環境整備部」に改める。

（稲城市子ども・子育て会議条例の一部改正）

第7条 稲城市子ども・子育て会議条例（平成27年稲城市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第9条中「福祉部」を「子ども福祉部」に改める。

第89号議案

稲城市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和2年11月26日

提出者 稲城市長 高橋 勝 浩

(提案理由)

東京都人事委員会の勧告の趣旨に沿った給与改定を実施するため、稲城市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する必要があるため、本案を提出する。

稲城市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

稲城市一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年稲城市条例第79号）の一部を次のように改正する。

第18条第2項の表1中「100分の127.5」を「100分の122.5」に、「100分の107.5」を「100分の102.5」に、「100分の97.5」を「100分の92.5」に改め、同条第3項中「100分の127.5」を「100分の122.5」に、「100分の72.5」を「100分の70」に、「100分の107.5」を「100分の102.5」に、「100分の62.5」を「100分の60」に、「100分の97.5」を「100分の92.5」に改める。

付 則

（施行期日）

第1条 この条例は、公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）から施行する。

（特例措置）

第2条 令和2年12月に支給する期末手当に係るこの条例による改正後の稲城市一般職の職員の給与に関する条例（次項において「改正後の条例」という。）第18条第2項の表1の規定の適用については、同表中「100分の122.5」とあるのは「100分の117.5」と、「100分の102.5」とあるのは「100分の97.5」と、「100分の92.5」とあるのは「100分の87.5」とする。

2 令和2年12月に支給する期末手当に係る改正後の条例第18条第3項の規定の適用については、同項中「100分の122.5」とあるのは「100分の117.5」と、「100分の70」とあるのは「100分の67.5」と、「100分の102.5」とあるのは「100分の97.5」と、「100分の60」とあるのは「100分の57.5」と、「100分の92.5」とあるのは「100分の87.5」とする。

（委任）

第3条 前条に規定するもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

第90号議案

稲城市市税条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和2年11月26日

提出者 稲城市長 高橋 勝 浩

(提案理由)

都市計画税の税率を0.27パーセントとする特例措置を令和3年度も適用することに伴い、稲城市市税条例の一部を改正する必要があるので、本案を提出する。

稲城市市税条例の一部を改正する条例

稲城市市税条例（昭和30年稲城市条例第67号）の一部を次のように改正する。

付則第25条中「令和2年度分」を「令和3年度分」に改める。

付 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

第2条 この条例による改正後の稲城市市税条例付則第25条の規定は、令和3年度分の都市計画税について適用し、令和2年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

第91号議案

稲城市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和2年11月26日

提出者 稲城市長 高橋勝浩

(提案理由)

地方税法施行令の一部を改正する政令（令和2年政令第264号）による地方税法施行令（昭和25年政令第245号）の改正に伴い、稲城市国民健康保険税条例の一部を改正する必要があるため、本案を提出する。

稲城市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

稲城市国民健康保険税条例（昭和41年稲城市条例第175号）の一部を次のように改正する。

第21条第1号中「33万円」を「43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者（国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）のうち給与所得を有する者（前年中に法第703条の5に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第703条の5に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）」に改め、同条第2号中「33万円」を「43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）」に改め、「（国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）」を削り、同条第3号中「33万円」を「43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）」に改める。

付則第3項中「所得税法（昭和40年法律第33号）」を「所得税法」に改め、「同条中「法第703条の5に規定する総所得金額」の次に「及び山林所得金額」を加え、「、「法」を「「法」に、「とする。））」を「とする。）及び山林所得金額」と、「110万円」とあるのは「125万円」に改める。

付 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和3年1月1日から施行する。

（適用区分）

第2条 この条例による改正後の稲城市国民健康保険税条例の規定は、令和3年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和2年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

第92号議案

稲城市立学校給食共同調理場設置に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和2年11月26日

提出者 稲城市長 高橋 勝 浩

(提案理由)

稲城市立学校給食共同調理場第一調理場の建替移転による所在地の変更に伴い、稲城市立学校給食共同調理場設置に関する条例の一部を改正する必要があるため、本案を提出する。

稲城市立学校給食共同調理場設置に関する条例の一部を改正する条例

稲城市立学校給食共同調理場設置に関する条例（昭和45年稲城市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項の表中「稲城市東長沼1023番地」を「稲城市矢野口3648番地」に改める。

付 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

第93号議案

稲城市子ども家庭支援センター条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和2年11月26日

提出者 稲城市長 高橋勝浩

(提案理由)

地方自治体を取り巻く環境の変化に対応し、地域社会の持続的な発展を図るため、効率的かつ効果的に業務を行う組織体制を整備することに伴い、稲城市子ども家庭支援センター条例の一部を改正する必要があるため、本案を提出する。

稲城市子ども家庭支援センター条例の一部を改正する条例

稲城市子ども家庭支援センター条例（平成25年稲城市条例第5号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第2条関係）

名称	位置
稲城市子ども家庭支援センター	稲城市東長沼2115番地の2
稲城市子ども家庭支援センター向陽台分室	稲城市向陽台三丁目2番地

付 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

第94号議案

稲城市病院事業管理者の給与等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和2年11月26日

提出者 稲城市長 高橋勝浩

(提案理由)

東京都人事委員会の勧告の趣旨に沿った給与改定を実施するため、稲城市病院事業管理者の給与等に関する条例の一部を改正する必要があるため、本案を提出する。

稲城市病院事業管理者の給与等に関する条例の一部を改正する条例

稲城市病院事業管理者の給与等に関する条例（平成30年稲城市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「100分の232.5」を「100分の227.5」に改める。

付 則

（施行期日）

第1条 この条例は、公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）から施行する。

（特例措置）

第2条 令和2年12月に支給する期末手当に係るこの条例による改正後の稲城市病院事業管理者の給与等に関する条例第4条第2項の規定の適用については、同項中「100分の227.5」とあるのは「100分の222.5」とする。

第95号議案

令和2年度

東京都稲城市一般会計補正予算（第7号）

令和 2 年 度

東京都稲城市一般会計補正予算（第 7 号）

令和 2 年度東京都稲城市一般会計補正予算（第 7 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 49,138千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 48,771,924千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 2 条 債務負担行為の変更は、「第 2 表 債務負担行為補正」による。

令和 2 年 11 月 26 日

提出者 稲城市長 高橋 勝 浩

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
16 国庫支出金		15,974,311	4,554	15,978,865
	2 国庫補助金	10,935,530	4,554	10,940,084
17 都支出金		6,359,359	17,480	6,376,839
	2 都補助金	4,111,544	17,480	4,129,024
19 寄附金		8,435	7,088	15,523
	1 寄附金	8,435	7,088	15,523
20 繰入金		1,058,733	△33,386	1,025,347
	1 基金繰入金	1,058,733	△33,386	1,025,347
22 諸収入		1,056,985	53,402	1,110,387
	4 雑収入	679,963	53,402	733,365
歳入合計		48,722,786	49,138	48,771,924

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 議 会 費		317,354	△9,864	307,490
	1 議 会 費	317,354	△9,864	307,490
2 総 務 費		13,438,176	△1,927	13,436,249
	1 総 務 管 理 費	12,658,423	8,189	12,666,612
	2 徴 税 費	391,299	△3,529	387,770
	3 戸籍住民基本台帳費	238,565	△2,069	236,496
	4 選 挙 費	72,849	△4,797	68,052
	6 監 査 委 員 費	29,404	279	29,683
3 民 生 費		16,946,445	20,681	16,967,126
	1 社 会 福 祉 費	4,956,719	27,001	4,983,720
	2 児 童 福 祉 費	9,748,930	△4,057	9,744,873
	3 生 活 保 護 費	2,207,674	△2,516	2,205,158
	4 国 民 年 金 費	32,897	253	33,150
4 衛 生 費		3,753,615	52,633	3,806,248
	1 保 健 衛 生 費	2,374,139	△4,806	2,369,333
	2 清 掃 費	1,379,476	57,439	1,436,915
6 農 林 費		114,389	1,270	115,659
	1 農 業 費	114,389	1,270	115,659
7 商 工 費		626,845	△8,783	618,062

款	項	補正前の額	補正額	計
	1 商 工 費	626,845	△8,783	618,062
8 土 木 費		3,133,627	2,774	3,136,401
	1 土 木 管 理 費	527,175	△2,073	525,102
	4 都 市 計 画 費	1,953,227	4,847	1,958,074
9 消 防 費		1,112,378	△9,713	1,102,665
	1 消 防 費	1,112,378	△9,713	1,102,665
10 教 育 費		7,142,000	2,067	7,144,067
	1 教 育 総 務 費	416,064	△3,917	412,147
	4 幼 稚 園 費	62,089	6,587	68,676
	5 社 会 教 育 費	1,068,738	△507	1,068,231
	6 保 健 体 育 費	3,349,782	△96	3,349,686
歳 出	合 計	48,722,786	49,138	48,771,924

第2表 債務負担行為補正

(追加)

(単位 千円)

事 項	期 間	限度額
稲城市大丸地区会館管理運営事業	令和2年度から 令和7年度まで	8,770
稲城市松葉集会所管理運営事業	令和2年度から 令和7年度まで	3,960
稲城市押立ふれあい会館管理運営事業	令和2年度から 令和7年度まで	6,170
稲城市地域振興プラザ管理運営事業	令和2年度から 令和7年度まで	216,045
稲城市福祉センター管理運営事業	令和2年度から 令和7年度まで	59,107
稲城市上谷戸緑地体験学習館管理運営事業	令和2年度から 令和7年度まで	24,000
稲城長峰スポーツ広場管理運営事業	令和2年度から 令和7年度まで	182,311

(変更)

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限度額	期 間	限度額
坂浜地区住所整理事業業務委託	令和2年度から 令和3年度まで	5,434	令和2年度から 令和4年度まで	5,434

歲入歲出預算事項別明細書

歳 入

第16款 国庫支出金 (補正額 4,554 千円)

科 目		補正前の額	補正額	計	節	
項	目				区 分	金 額
2	国庫補助金	10,935,530	4,554	10,940,084		
	1 民生費国庫補助金	603,175	3,804	606,979		
					1 社会福祉費補助金	622
					2 児童福祉費補助金	3,182
	3 消防費国庫補助金	6,044	750	6,794		
					1 消防費補助金	750
	計	15,974,311	4,554	15,978,865		

第17款 都支出金 (補正額 17,480 千円)

科 目		補正前の額	補正額	計	節	
項	目				区 分	金 額
2	都補助金	4,111,544	17,480	4,129,024		
	2 民生費都補助金	1,775,906	3,182	1,779,088		
					3 児童福祉費補助金	3,182
	6 土木費都補助金	43,579	7,711	51,290		
					1 土木費補助金	7,711
	7 教育費都補助金	565,620	6,587	572,207		
					3 幼稚園費補助金	6,587
	計	6,359,359	17,480	6,376,839		

(単位：千円)

説	明	
(障害福祉課)		622
障害者総合支援事業費補助金(1/2)		622
(児童青少年課)		3,182
子ども・子育て支援交付金(1/3)		262
子ども・子育て支援整備交付金(1/3)		2,920
(消防総務課)		750
緊急消防援助隊設備整備費補助金(1/2)		750

第16款 国 庫 支 出 金

(単位：千円)

説	明	
(児童青少年課)		3,182
子供・子育て支援交付金(1/3・2/3)		262
学童クラブ整備費補助金(1/3)		2,920
(土木課)		7,711
東京都区市町村との連携による地域環境力活性化事業補助金(1/2)		7,711
(子育て支援課)		6,587
私立幼稚園新型コロナウイルス感染症対策事業費補助金(10/10)		6,587

第17款 都 支 出 金

第19款 寄 附 金 (補正額 7,088 千円)

科 目		補 正 前 の 額	補 正 額	計	節	
項	目				区 分	金 額
1	寄 附 金	8,435	7,088	15,523		
	1 総務費寄附金	8,435	7,088	15,523		
					1 I のまち稲城 応援寄附金	6,377
					2 総務管理費 寄 附 金	711
	計	8,435	7,088	15,523		

第20款 繰 入 金 (補正額 △33,386 千円)

科 目		補 正 前 の 額	補 正 額	計	節	
項	目				区 分	金 額
1	基 金 繰 入 金	1,058,733	△33,386	1,025,347		
	1 財政調整基金 繰 入 金	718,221	△36,694	681,527		
					1 財政調整基金 繰 入 金	△36,694
	4 森林環境譲与税 基 金 繰 入 金	0	3,308	3,308		
					1 森林環境譲与税 基 金 繰 入 金	3,308
	計	1,058,733	△33,386	1,025,347		

第22款 諸 収 入 (補正額 53,402 千円)

科 目		補 正 前 の 額	補 正 額	計	節	
項	目				区 分	金 額
4	雑 入	679,963	53,402	733,365		
	3 雑 入	679,619	53,402	733,021		

(単位：千円)

説 明	
(総務契約課)	6,377
Iのまち稲城応援指定寄附金(熊本県災害支援代理寄附)	6,377
(総務契約課)	711
感染症対策指定寄附金	711

第19款 寄 附 金

(単位：千円)

説 明	
(財政課)	△36,694
財政調整基金繰入金	△36,694
(財政課)	3,308
森林環境譲与税基金繰入金	3,308

第20款 繰 入 金

(単位：千円)

説 明	

第22款 諸 収 入

科 目		補 正 前 の 額	補 正 額	計	節	
項	目				区 分	金 額
4	(3 雑 入)				1 雑 入	53,402
	計	1,056,985	53,402	1,110,387		

(単位：千円)

説 明	
(市民課)	4,999
稲城・府中墓苑組合負担金精算金	4,999
(環境課)	37,113
多摩川衛生組合負担金精算金	37,113
(子育て支援課)	11,290
保育所用地貸付保証金収入	11,290

第22款 諸 収 入

第2款 総務費 (補正額 △1,927 千円)

科 目		補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				
項	目				特 定 財 源				一般財源
					国庫支出金	都支出金	地方債	その他	
1	総務管理費	12,658,423	8,189	12,666,612	622	0	0	6,377	1,190
	1 一般管理費	2,679,259	4,094	2,683,353	0	0	0	6,377	△2,283
					0	0	0	0	764
					0	0	0	6,377	0
					0	0	0	0	5,250
					0	0	0	0	△4,885
					0	0	0	0	△3,412

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
2 給料	4,629	1 人件費(人事課) 764
3 職員手当	△6,918	2 給料 5,984
4 共済費	△5,244	人事異動等 5,984
10 需用費	3,112	3 職員手当 △290
1 消耗品費	1,407	人事異動等 △290
6 修繕料	1,705	4 共済費 △4,930
11 役務費	1,979	人事異動等 △4,930
17 備品購入費	250	2 一般事務費(総務契約課) 6,377
18 負担金補助及び 交付金	6,286	11 役務費 91
		手数料 64
		I のまち稲城応援寄附金収納代行料 64
		通信運搬費 27
		郵便料等 27
		18 負担金補助及び交付金 6,286
		災害支援寄附金交付金 6,286
		4 庁舎維持管理費 5,250
		(財産管理課) 3,545
		10 需用費 1,407
		① 消耗品費 1,407
		管理用 1,407
		11 役務費 1,888
		通信運搬費 1,888
		電話増設費 1,888
		17 備品購入費 250
		庁舎用 250
		(建築保全課) 1,705
		10 需用費 1,705
		⑥ 修繕料 1,705
		施設用 1,705
		9 会計年度任用職員関係費(人事課) △4,885
		3 職員手当 △4,720
		給与改定等 △4,720
		4 共済費 △165
		給与改定等 △165
		15 再任用職員関係費(人事課) △3,412
		2 給料 △1,355

第2款 総 務 費

項	科 目 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				
					特 定 財 源				一般財源
					国庫支出金	都支出金	地方債	その他	
1	(1 一 般 管 理 費)								
	6 財 産 管 理 費	124,024	△4,353	119,671	0	0	0	0	△4,353
					0	0	0	0	△4,353
	9 電 算 管 理 費	409,198	8,448	417,646	622	0	0	0	7,826
					622	0	0	0	7,826
2	徴 税 費	391,299	△3,529	387,770	0	0	0	0	△3,529
	1 税 務 総 務 費	299,458	△3,529	295,929	0	0	0	0	△3,529
					0	0	0	0	△3,529
3	戸籍住民基本台帳費	238,565	△2,069	236,496	0	0	0	0	△2,069
	1 戸籍住民基本台帳費	238,565	△2,069	236,496	0	0	0	0	△2,069
					0	0	0	0	△2,069

(単位：千円)

節		金額	説明	
区分				
			人事異動等	△1,355
			3 職員手当	△1,908
			人事異動等	△1,908
			4 共済費	△149
			人事異動等	△149
24 積立金	△4,353		1 財産管理費(財政課)	△4,353
			24積立金	△4,353
			森林環境譲与税基金積立金	△4,353
10 需用費	93		1 電算管理運営費(情報管理課)	8,448
			10需用費	93
1 消耗品費	93		①消耗品費	93
			○A機器用等	93
12 委託料	7,363		12委託料	7,363
			システム開発委託	4,267
17 備品購入費	992		機器等導入設定委託	3,096
			17備品購入費	992
			事業用	992
2 給料	△229		1 人件費(人事課)	△3,529
			2給料	△229
3 職員手当	△3,300		人事異動等	△229
			3職員手当	△3,300
4 共済費	0		人事異動等	△3,300
2 給料	△1,376		1 人件費(人事課)	△2,069
			2給料	△1,376
3 職員手当	△412		人事異動等	△1,376
			3職員手当	△412
4 共済費	△281		人事異動等	△412

第2款 総 務 費

(単位：千円)

節		金額	説明	
区分				
			4 共済費	△281
			人事異動等	△281
2 給料	△2,315	1 人件費(人事課)		△4,797
		2 給料		△2,315
3 職員手当	△1,422	人事異動等		△2,315
		3 職員手当		△1,422
4 共済費	△1,060	人事異動等		△1,422
		4 共済費		△1,060
		人事異動等		△1,060
2 給料	128	1 人件費(人事課)		279
		2 給料		128
3 職員手当	△57	人事異動等		128
		3 職員手当		△57
4 共済費	208	人事異動等		△57
		4 共済費		208
		人事異動等		208

第2款 総 務 費

第3款 民生費 (補正額 20,681 千円)

科 目		補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				一般財源
項	目				特 定 財 源				
					国庫支出金	都支出金	地方債	その他	
1	社会福祉費	4,956,719	27,001	4,983,720	0	0	0	0	27,001
	1 社会福祉総務費	404,134	△1,974	402,160	0	0	0	0	△1,974
					0	0	0	0	△1,974
	3 老人福祉費	291,712	△4,990	286,722	0	0	0	0	△4,990
					0	0	0	0	△4,990
	5 国民健康保険事業費	900,417	33,818	934,235	0	0	0	0	33,818
					0	0	0	0	695
					0	0	0	0	33,123
	6 介護保険事業費	851,722	△671	851,051	0	0	0	0	△671
					0	0	0	0	△671

(単位：千円)

節		金額	説明
区分			
2 給料	△1,029	1 人件費(人事課)	△1,974
3 職員手当	△417	2 給料	△1,029
4 共済費	△528	人事異動等	△1,029
		3 職員手当	△417
		人事異動等	△417
		4 共済費	△528
		人事異動等	△528
2 給料	△2,582	1 人件費(人事課)	△4,990
3 職員手当	△1,715	2 給料	△2,582
4 共済費	△693	人事異動等	△2,582
		3 職員手当	△1,715
		人事異動等	△1,715
		4 共済費	△693
		人事異動等	△693
2 給料	△536	1 人件費(人事課)	695
3 職員手当	1,091	2 給料	△536
4 共済費	140	人事異動等	△536
27 繰出金	33,123	3 職員手当	1,091
		人事異動等	1,091
		4 共済費	140
		人事異動等	140
		2 国民健康保険事業特別会計繰出金(保険年金課)	33,123
		27 繰出金	33,123
		国民健康保険事業特別会計一般繰出金	33,123
2 給料	△426	1 人件費(人事課)	△671
3 職員手当	△408	2 給料	△426
4 共済費	163	人事異動等	△426
		3 職員手当	△408
		人事異動等	△408

第3款 民 生 費

科 目		補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				
項	目				特 定 財 源				一般財源
					国庫支出金	都支出金	地方債	その他	
1	(6.介護保険事業費)								
	7 後 期 高 齢 者 事 業 費	793,886	818	794,704	0	0	0	0	818
					0	0	0	0	70
					0	0	0	0	748
2	児 童 福 祉 費	9,748,930	△4,057	9,744,873	3,182	3,182	0	11,290	△21,711
	1 児 童 福 祉 総 務 費	558,785	△16,632	542,153	0	0	0	0	△16,632
					0	0	0	0	△16,632
	3 保 育 所 費	336,256	11,357	347,613	0	0	0	11,290	67
					0	0	0	11,290	67
	4 児 童 館 費	112,821	△8,331	104,490	0	0	0	0	△8,331
					0	0	0	0	△8,331

(単位：千円)

節		金額	説明	
区分				
			4 共済費	163
			人事異動等	163
2 給料	84		1 人件費(人事課)	70
			2 給料	84
3 職員手当	△78		人事異動等	84
			3 職員手当	△78
4 共済費	64		人事異動等	△78
			4 共済費	64
27 繰出金	748		人事異動等	64
			2 後期高齢者医療特別会計繰出金(保険年金課)	748
			27 繰出金	748
			事務費繰出金	748
2 給料	△7,857		1 人件費(人事課)	△16,632
			2 給料	△7,857
3 職員手当	△6,375		人事異動等	△7,857
			3 職員手当	△6,375
4 共済費	△2,400		人事異動等	△6,375
			4 共済費	△2,400
			人事異動等	△2,400
11 役務費	67		1 保育所運営事業(子育て支援課)	11,357
			11 役務費	67
13 使用料及び賃借料	11,290		手数料	67
			公正証書作成手数料	67
			13 使用料及び賃借料	11,290
			保育所用地賃借料	11,290
2 給料	△4,282		1 人件費(人事課)	△8,331
			2 給料	△4,282
3 職員手当	△2,887		人事異動等	△4,282

第3款 民 生 費

科 目		補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				
項	目				特 定 財 源				一般財源
					国庫支出金	都支出金	地方債	その他	
2	(4 児 童 館 費)								
	5 学童クラブ費	257,374	9,549	266,923	3,182	3,182	0	0	3,185
					3,182	3,182	0	0	3,185
3	生 活 保 護 費	2,207,674	△2,516	2,205,158	0	0	0	0	△2,516
	1 生活保護総務費	170,020	△2,516	167,504	0	0	0	0	△2,516
					0	0	0	0	△2,516
4	国 民 年 金 費	32,897	253	33,150	0	0	0	0	253
	1 年金総務費	32,897	253	33,150	0	0	0	0	253
					0	0	0	0	253
	計	16,946,445	20,681	16,967,126	3,182	3,182	0	11,290	3,027

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
4 共 済 費	△1,162	3 職員手当 人事異動等	△2,887 △2,887
		4 共済費 人事異動等	△1,162 △1,162
10 需 用 費	540	2 学童クラブ整備事業	9,549
		(児童青少年課)	788
1 消 耗 品 費	540	10 需用費	540
		① 消耗品費	540
14 工 事 請 負 費	8,761	学童クラブ消耗品	540
		17 備品購入費	248
17 備 品 購 入 費	248	学童クラブ管理用	248
		(建築保全課)	8,761
		14 工事請負費	8,761
		向陽台小学校学童クラブ空調設備改修工事	
2 給 料	△1,778	1 人件費(人事課)	△2,516
		2 給料	△1,778
3 職 員 手 当	△2	人事異動等	△1,778
		3 職員手当	△2
4 共 済 費	△736	人事異動等	△2
		4 共済費	△736
		人事異動等	△736
3 職 員 手 当	71	1 人件費(人事課)	253
		3 職員手当	71
4 共 済 費	182	給与改定等	71
		4 共済費	182
		給与改定等	182

第3款 民 生 費

第8款 土木費 (補正額 2,774 千円)

科 目		補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				一般財源
項	目				特 定 財 源				
					国庫支出金	都支出金	地方債	その他	
1	土木管理費	527,175	△2,073	525,102	0	0	0	0	△2,073
	1 土木総務費	305,159	△2,073	303,086	0	0	0	0	△2,073
					0	0	0	0	△2,073
4	都市計画費	1,953,227	4,847	1,958,074	0	7,711	0	0	△2,864
	1 都市計画総務費	123,079	△131	122,948	0	0	0	0	△131
					0	0	0	0	△131
	2 土地区画整理費	1,081,565	△7,183	1,074,382	0	0	0	0	△7,183
					0	0	0	0	△7,183
	3 公園費	371,214	15,372	386,586	0	7,711	0	0	7,661
					0	7,711	0	0	7,661
	4 公共下水道費	377,369	△3,211	374,158	0	0	0	0	△3,211
					0	0	0	0	△3,211

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
2 給料	△327	1 人件費(人事課) △2,073
3 職員手当	△1,381	2 給料 △327
4 共済費	△365	人事異動等 △327
		3 職員手当 △1,381
		人事異動等 △1,381
		4 共済費 △365
		人事異動等 △365
2 給料	115	1 人件費(人事課) △131
3 職員手当	△334	2 給料 115
4 共済費	88	人事異動等 115
		3 職員手当 △334
		人事異動等 △334
		4 共済費 88
		人事異動等 88
27 繰出金	△7,183	1 土地区画整理事業特別会計繰出金(区画整理課) △7,183
		27 繰出金 △7,183
		土地区画整理事業特別会計繰出金 △7,183
10 需用費	372	3 公園等維持管理事業(土木課) 15,372
1 消耗品費	372	10 需用費 372
12 委託料	15,000	① 消耗品費 372
		事業用(樹林地・里山管理) 372
		12 委託料 15,000
		ナラ枯れ防除委託 15,000
18 負担金補助及び 交付金	△3,211	1 下水道事業会計負担金及び補助金(都市計画課) △3,211
		18 負担金補助及び交付金 △3,211
		下水道事業会計負担金及び補助金 △3,211

第8款 土 木 費

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
2 給料	△3,407	1 人件費(人事課) △11,924
		2 給料 △3,407
3 職員手当	△4,818	人事異動等 △3,407
		3 職員手当 △4,818
4 共済費	△3,699	人事異動等 △4,818
		4 共済費 △3,699
10 需用費	781	人事異動等 △3,699
1 消耗品費	781	2 常備消防費(警防課) 2,211
		10 需用費 781
17 備品購入費	1,430	①消耗品費 781
		管理事業用 781
		17 備品購入費 1,430
		事業用 1,430

第9款 消 防 費

第10款 教育費 (補正額 2,067 千円)

科 目		補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				
項	目				特 定 財 源				一般財源
					国庫支出金	都支出金	地方債	その他	
1	教育総務費	416,064	△3,917	412,147	0	0	0	0	△3,917
	2 事務局費	219,109	△3,917	215,192	0	0	0	0	△3,917
					0	0	0	0	△3,917
4	幼稚園費	62,089	6,587	68,676	0	6,587	0	0	0
	1 幼児教育援助費	62,089	6,587	68,676	0	6,587	0	0	0
					0	6,587	0	0	0
5	社会教育費	1,068,738	△507	1,068,231	0	0	0	0	△507
	1 社会教育総務費	298,735	△507	298,228	0	0	0	0	△507
					0	0	0	0	△507
6	保健体育費	3,349,782	△96	3,349,686	0	0	0	0	△96
	3 学校給食費	647,419	△96	647,323	0	0	0	0	△96
					0	0	0	0	△96
	計	7,142,000	2,067	7,144,067	0	6,587	0	0	△4,520

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
2 給料	△2,035	1 人件費(人事課) △3,917
		2 給料 △2,035
3 職員手当	△1,298	人事異動等 △2,035
		3 職員手当 △1,298
4 共済費	△584	人事異動等 △1,298
		4 共済費 △584
		人事異動等 △584
18 負担金補助及び 交付金	6,587	1 幼児教育振興に関する経費(子育て支援課) 6,587
		18 負担金補助及び交付金 6,587
		私立幼稚園新型コロナウイルス感染症対策事業費補助金 6,587
2 給料	3,614	1 人件費(人事課) △507
		2 給料 3,614
3 職員手当	△4,287	人事異動等 3,614
		3 職員手当 △4,287
4 共済費	166	人事異動等 △4,287
		4 共済費 166
		人事異動等 166
3 職員手当	32	1 人件費(人事課) △96
		3 職員手当 32
4 共済費	△128	給与改定等 32
		4 共済費 △128
		給与改定等 △128

第10款 教 育 費

給 与 費 明 細 書

1 特別職

(単位 千円)

区 分	職員数 (人)	給 与 費					共済費	合 計	備 考
		報酬	給料	期末手当 年間支給率 (月分)	その他 の手当	計			
補 正 後	長 等 3	—	28,848	12,117 (4.20月分)	0	40,965	6,534	47,499	
補 正 前	長 等 3	—	28,848	12,117 (4.20月分)	0	40,965	6,432	47,397	
比 較	長 等 0	—	0	0	0	0	102	102	

給 与 費

2 一般職

(1) 総括

区 分	職員数 (人)	給 与		
		報 酬	給 料	職 員 手 当
補 正 後	[181] (21) 509	399,183	1,923,759	1,611,878
補 正 前	[181] (22) 511	399,183	1,954,334	1,650,996
比 較	[0] (△1) △2	0	△30,575	△39,118

職員手当 の内訳	区 分	扶 養 手 当	地 域 手 当	管 理 職 手 当	通 勤 手 当	特 殊 勤 務 手 当	時 間 外 勤 務 手 当
補 正 前	47,730	309,548	56,668	39,159	6,584	144,881	
比 較	760	△4,226	862	510	0	0	

備考 職員数について、()内は再任用職員数、[]内は第1種会計年度任用職員数です。
 なお、再任用職員数、第1種会計年度任用職員数は外数であり、本表の職員数には含まれません。

(2) 報酬、給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増 減 額	増 減 事 由 別 内 訳	説 明
報 酬	0	-	-
給 料	△30,575	その他の減分	育休取得等による減分 △ 27,940 新陳代謝等による減分 △ 2,635
職 員 手 当	△39,118	給与改定に伴う減分	給与改定に伴う減分 △ 20,220
		その他の減分	育休取得等による減分 △ 14,769 新陳代謝等による減分 △ 4,129

明 細 書

(単位 千円)

費	共 済 費	合 計	備 考
計			
3,934,820	764,707	4,699,527	
4,004,513	783,944	4,788,457	
△69,693	△19,237	△88,930	

夜間勤務手当	宿日直当	期末・勤勉手当	住居手当	児童手当	管理職員特別勤務手当	休日勤務手当	義務教育等教員特別手当
3,431	0	913,351	14,301	33,990	240	43,892	197
3,431	0	949,976	15,510	33,180	240	43,892	197
0	0	△36,625	△1,209	810	0	0	0

(単位 千円)

備	考
期末手当 支給率の減 △0.10月（再任用職員、第1種会計年度任用職員は△0.05月）	

(3) 給料及び職員手当の状況

ア 職員1人当たり給与

区 分		行政職 (一)	行政職 (二)
令和2年11月1日 現在	平均給料月額 (円)	312,056	331,913
	平均給与月額 (円)	399,018	408,784
	平均年齢	41歳6月	53歳7月
令和元年11月1日 現在	平均給料月額 (円)	308,554	334,578
	平均給与月額 (円)	431,931	414,123
	平均年齢	40歳10月	53歳4月

イ 初任給

(単位 円)

区 分		行政職 (一)	行政職 (二)	国の制度	
				一般行政職	技能労務職
I 類	改正後	183,700	—	186,700	—
	改正前	183,700	—	186,700	—
II 類	改正後	157,100	—	—	—
	改正前	157,100	—	—	—
III 類	改正後	145,600	142,000	150,600	147,900
	改正前	145,600	142,000	150,600	147,900

ウ 級別職員数

区 分	行政職 (一)			行政職 (二)		
	級	職員数(人)	構成比(%)	級	職員数(人)	構成比(%)
令和2年11月1日 現在	5級	10	2.7	—	—	—
	4級	41	10.9	4級	0	0
	3級	85	22.7	3級	2	25.0
	2級	58	15.5	2級	5	62.5
	1級	181	48.2	1級	1	12.5
	計	375	100.0	計	8	100.0
令和元年11月1日 現在	5級	12	3.2	—	—	—
	4級	41	10.8	4級	0	0
	3級	84	22.2	3級	3	33.3
	2級	57	15.1	2級	5	55.6
	1級	184	48.7	1級	1	11.1
	計	378	100.0	計	9	100.0

(級別の標準的な職務内容)

区分	5級	4級	3級	2級	1級
行政職(一)	部長	統括課長 ・課長 ・主幹	係長	副係長	主事

エ 昇給

区分	合計	代表的な職種			
		行政職(一)	行政職(二)		
本年度	職員数 (A) (人)	505	369	8	
	昇給に係る職員数 (B) (人)	447	318	6	
	号給数別内訳	1号給 (人)	10	8	1
		2号給 (人)	5	4	0
		3号給 (人)	1	1	0
		4号給 (人)	327	230	4
		5号給 (人)	90	66	1
		6号給 (人)	14	9	0
比率 (B) / (A) (%)	88.5	86.2	75.0		
前年度	職員数 (A) (人)	518	377	9	
	昇給に係る職員数 (B) (人)	454	320	7	
	号給数別内訳	1号給 (人)	25	21	1
		2号給 (人)	3	2	1
		3号給 (人)	2	2	0
		4号給 (人)	314	218	4
		5号給 (人)	98	71	1
		6号給 (人)	12	6	0
比率 (B) / (A) (%)	87.6	84.9	77.8		

オ 期末手当・勤勉手当

区分	支給期別支給率		支給率計 (月分)	職制上の段階、職務の級等による加算措置	備考	
	6月 (月分)	12月 (月分)				
市	改正後	(1.225) 2.325	(1.175) 2.225	(2.40) 4.55	有	—
	改正前	(1.225) 2.325	(1.225) 2.325	(2.45) 4.65		
国	改正後	(1.175) 2.25	(1.175) 2.20	(2.35) 4.45	有	—
	改正前	(1.175) 2.25	(1.175) 2.25	(2.35) 4.50		

() 内は再任用支給率

カ 定年退職及び勸奨退職に係る退職手当（令和2年11月1日現在）

区分	20年勤続 の者 (月分)	25年勤続 の者 (月分)	35年勤続 の者 (月分)	最高限度 (月分)	その他の加算措置等	備考
市の制度	23.00	30.50	43.00	43.00	定年前早期退職特例 (2%~10%加算)	—
国の制度	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職特例 (2%~45%加算)	—

キ 地域手当（令和2年11月1日現在）

支給対象地域	稲城市
支給率 (%)	15.0
支給対象職員数 (人)	530
国の指定基準に 基づく支給率 (%)	15.0

ク 特殊勤務手当

区 分	全 職 種	代 表 的 な 職 種	
		消 防 職	行 政 職 (→)
給料総額に対する 比率 (%)	0.34	0.33	0.01
支給対象職員の比率 (%) (令和2年11月1日現在)	23.02	20.57	2.45
代表的な特殊勤務 手当の名称	支給額の多い手当	救急手当、出場手当、機関手当	
	多くの職員に支給される手当	救急手当、出場手当、機関手当	

ケ その他の手当 (令和2年11月1日現在)

(単位 円)

区分	国の制度との異同	差 異 の 内 容		
扶養手当	異なる	改定なし		
		扶養等による区分	市の場合	国の場合
		配偶者	6,000 (課長職3,000)	6,500
		子	9,000	10,000
		父母等	6,000 (課長職3,000)	6,500
		満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子1人当たりの加算額	4,000	5,000
住居手当	異なる	改定なし		
		市の場合		国の場合
		当該年度末に35歳未満で、自ら居住するため住宅又は貸間を借り受け、月額15,000円以上の家賃を支払っている世帯主等 (管理職を除く。)	15,000	借家又は借間に居住する職員に対する支給限度額 28,000
通勤手当	異なる	改定なし		
		市の場合		国の場合
		交通機関利用者運賃相当額(6か月定期券等)を支給	交通機関利用者運賃相当額(6か月定期券等)を支給 月額支給限度額 55,000	

債務負担行為で翌年度以降にわたるも
又は支出額の見込み及び当該年度以降

(追加)

事 項	主 管 課	限 度 額	前年度末までの支出（見込）額	
			期 間	金 額
稲城市大丸地区会館 管理運営事業	総務契約課	8,770		
		施設等の維持管理又は運営に係る経費が、物価変動等に伴い変更された場合は、変更前の経費と変更後の経費との差を加えた額とする。		
稲城市松葉集会所 管理運営事業	総務契約課	3,960		
		施設等の維持管理又は運営に係る経費が、物価変動等に伴い変更された場合は、変更前の経費と変更後の経費との差を加えた額とする。		
稲城市押立ふれあい会館 管理運営事業	総務契約課	6,170		
		施設等の維持管理又は運営に係る経費が、物価変動等に伴い変更された場合は、変更前の経費と変更後の経費との差を加えた額とする。		
稲城市地域振興プラザ 管理運営事業	市民協働課	216,045		
		施設等の維持管理又は運営に係る経費が、物価変動等に伴い変更された場合は、変更前の経費と変更後の経費との差を加えた額とする。		
稲城市福祉センター 管理運営事業	生活福祉課	59,107		
		施設等の維持管理又は運営に係る経費が、物価変動等に伴い変更された場合は、変更前の経費と変更後の経費との差を加えた額とする。		
稲城市上谷戸緑地体験学習館 管理運営事業	土木課	24,000		
		施設等の維持管理又は運営に係る経費が、物価変動等に伴い変更された場合は、変更前の経費と変更後の経費との差を加えた額とする。		
稲城長峰スポーツ広場 管理運営事業	スポーツ推進課	182,311		
		施設等の維持管理又は運営に係る経費が、物価変動等に伴い変更された場合は、変更前の経費と変更後の経費との差を加えた額とする。		

(変更)

事 項	主 管 課	限 度 額	前年度末までの支出（見込）額	
			期 間	金 額
坂浜地区住所整理事業業務委託				
補正前	住所整理・ 団地再生課	5,434		
補正後	住所整理・ 団地再生課	5,434		

の についての前年度末までの支出額
の支出予定額等に関する調書

(単位 千円)

当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳			
期 間	金 額	特 定 財 源			一 般 財 源
		国・都支出金	地方債	その他	
令和2年度から 令和7年度まで	8,770				8,770
	施設等の維持管理又は運営に係る経費が、物価変動等に伴い変更された場合は、変更前の経費と変更後の経費との差を加えた額とする。				施設等の維持管理又は運営に係る経費が、物価変動等に伴い変更された場合は、変更前の経費と変更後の経費との差を加えた額とする。
令和2年度から 令和7年度まで	3,960				3,960
	施設等の維持管理又は運営に係る経費が、物価変動等に伴い変更された場合は、変更前の経費と変更後の経費との差を加えた額とする。				施設等の維持管理又は運営に係る経費が、物価変動等に伴い変更された場合は、変更前の経費と変更後の経費との差を加えた額とする。
令和2年度から 令和7年度まで	6,170				6,170
	施設等の維持管理又は運営に係る経費が、物価変動等に伴い変更された場合は、変更前の経費と変更後の経費との差を加えた額とする。				施設等の維持管理又は運営に係る経費が、物価変動等に伴い変更された場合は、変更前の経費と変更後の経費との差を加えた額とする。
令和2年度から 令和7年度まで	216,045				216,045
	施設等の維持管理又は運営に係る経費が、物価変動等に伴い変更された場合は、変更前の経費と変更後の経費との差を加えた額とする。				施設等の維持管理又は運営に係る経費が、物価変動等に伴い変更された場合は、変更前の経費と変更後の経費との差を加えた額とする。
令和2年度から 令和7年度まで	59,107				59,107
	施設等の維持管理又は運営に係る経費が、物価変動等に伴い変更された場合は、変更前の経費と変更後の経費との差を加えた額とする。				施設等の維持管理又は運営に係る経費が、物価変動等に伴い変更された場合は、変更前の経費と変更後の経費との差を加えた額とする。
令和2年度から 令和7年度まで	24,000				24,000
	施設等の維持管理又は運営に係る経費が、物価変動等に伴い変更された場合は、変更前の経費と変更後の経費との差を加えた額とする。				施設等の維持管理又は運営に係る経費が、物価変動等に伴い変更された場合は、変更前の経費と変更後の経費との差を加えた額とする。
令和2年度から 令和7年度まで	182,311				182,311
	施設等の維持管理又は運営に係る経費が、物価変動等に伴い変更された場合は、変更前の経費と変更後の経費との差を加えた額とする。				施設等の維持管理又は運営に係る経費が、物価変動等に伴い変更された場合は、変更前の経費と変更後の経費との差を加えた額とする。

(単位 千円)

当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳			
期 間	金 額	特 定 財 源			一 般 財 源
		国・都支出金	地方債	その他	
令和2年度から 令和3年度まで	5,434				5,434
令和2年度から 令和4年度まで	5,434				5,434

第96号議案

令和2年度

東京都稲城市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）

令和 2 年 度

東京都稲城市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）

令和 2 年度東京都稲城市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 43,908千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 7,596,820千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 2 年 11 月 26 日

提出者 稲城市長 高 橋 勝 浩

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4 国庫支出金		5,501	6,471	11,972
	1 国庫補助金	5,501	6,471	11,972
5 都支出金		5,145,693	4,314	5,150,007
	1 都補助金	5,145,692	4,314	5,150,006
7 繰入金		848,517	33,123	881,640
	1 他会計繰入金	848,516	33,123	881,639
歳 入 合 計		7,552,912	43,908	7,596,820

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		29,445	2,145	31,590
	1 総務管理費	21,574	2,145	23,719
8 諸支出金		11,501	39,763	51,264
	1 償還金及び還付加算金	11,501	39,763	51,264
9 予備費		2,000	2,000	4,000
	1 予備費	2,000	2,000	4,000
歳 出 合 計		7,552,912	43,908	7,596,820

歲入歲出預算事項別明細書

歳 入

第4款 国庫支出金 (補正額 6,471 千円)

科 目		補正前の額	補正額	計	節	
項	目				区 分	金 額
1	国庫補助金	5,501	6,471	11,972		
	1 災害臨時特例補助金	1	6,471	6,472		
					1 災害臨時特例補助金	6,471
	計	5,501	6,471	11,972		

第5款 都支出金 (補正額 4,314 千円)

科 目		補正前の額	補正額	計	節	
項	目				区 分	金 額
1	都補助金	5,145,692	4,314	5,150,006		
	1 保険給付費等交付金	5,059,197	4,314	5,063,511		
					2 特別交付金	4,314
	計	5,145,693	4,314	5,150,007		

第7款 繰入金 (補正額 33,123 千円)

科 目		補正前の額	補正額	計	節	
項	目				区 分	金 額
1	他会計繰入金	848,516	33,123	881,639		
	1 一般会計繰入金	848,516	33,123	881,639		
					1 一般繰入金	33,123
	計	848,517	33,123	881,640		

(単位：千円)

説 明	
(保険年金課) 災害臨時特例補助金	6,471 6,471

第4款 国 庫 支 出 金

(単位：千円)

説 明	
(保険年金課) 特別調整交付金分（市町村分）	4,314 4,314

第5款 都 支 出 金

(単位：千円)

説 明	
(保険年金課) 一般繰入金	33,123 33,123

第7款 繰 入 金

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
28 予備費	2,000	1 予備費（保険年金課） 予備費
		2,000 2,000

第9款 予備費

第97号議案

令和 2 年 度

東京都稲城市土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）

令和 2 年 度

東京都稲城市土地区画整理事業特別会計補正予算（第 1 号）

令和 2 年度東京都稲城市土地区画整理事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 7,183千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1,426,269千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 2 年 11 月 26 日

提出者 稲城市長 高 橋 勝 浩

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4 繰入金		1,081,565	△7,183	1,074,382
	1 他会計繰入金	1,081,565	△7,183	1,074,382
歳入合計		1,433,452	△7,183	1,426,269

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		113,996	△7,183	106,813
	1 総務管理費	113,996	△7,183	106,813
歳出合計		1,433,452	△7,183	1,426,269

歲入歲出預算事項別明細書

歳 入

第4款 繰入金 (補正額 △7,183 千円)

科 目		補正前の額	補正額	計	節	
項	目				区 分	金 額
1	他会計繰入金	1,081,565	△7,183	1,074,382		
	1 一般会計繰入金	1,081,565	△7,183	1,074,382		
					1 一般会計繰入金	△7,183
	計	1,081,565	△7,183	1,074,382		

(単位：千円)

説 明	
(区画整理課) 一般会計繰入金	△7,183 △7,183

第4款 繰 入 金

給 与 費

一般職

(1) 総括

区 分	職員数 (人)	給 与 費		
		給 料	職 員 手 当	計
補 正 後	13	46,280	35,679	81,959
補 正 前	13	48,980	38,564	87,544
比 較	0	△2,700	△2,885	△5,585

職員手当 の内訳	区 分	扶養手当	地域手当	管 理 職 手 当	通 勤 手 当	特 殊 勤 務 手 当	時 間 外 勤 務 手 当
	補 正 後	894	7,209	881	998	0	3,329
	補 正 前	1,104	7,668	1,031	934	0	3,329
	比 較	△210	△459	△150	64	0	0

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増 減 額	増 減 事 由 別	内 訳	説 明
給 料	△2,700	その他の減分	△ 2,700	新陳代謝等による減分 △ 2,700
職 員 手 当	△2,885	給与改定に伴う減分	△ 507	給与改定に伴う減分 △ 507
		その他の減分	△ 2,378	新陳代謝等による減分 △ 2,378

明 細 書

(単位 千円)

共 済 費	合 計	備 考
16,118	98,077	
17,716	105,260	
△1,598	△7,183	

夜間勤務手当	宿日直手当	期末・勤勉手当	住居手当	児童手当	管理職員特別勤務手当	休日勤務手当
0	0	21,130	360	878	0	0
0	0	23,028	360	1,110	0	0
0	0	△1,898	0	△232	0	0

(単位 千円)

備	考
期末手当	支給率の減 △0.10月

(3) 給料及び職員手当の状況

ア 職員1人当たり給与

区 分		行政職 (一)
令和2年11月1日 現在	平均給料月額 (円)	298,000
	平均給与月額 (円)	399,678
	平均年齢	39歳6月
令和元年11月1日 現在	平均給料月額 (円)	309,938
	平均給与月額 (円)	414,027
	平均年齢	41歳6月

イ 初任給 (単位 円)

区 分		行政職 (一)	国の制度 一般行政職
I 類	改正後	183,700	186,700
	改正前	183,700	186,700
II 類	改正後	157,100	—
	改正前	157,100	—
III 類	改正後	145,600	150,600
	改正前	145,600	150,600

ウ 級別職員数

区 分	行政職 (一)		
	級	職員数(人)	構成比(%)
令和2年11月1日 現在	5級	0	0.0
	4級	1	7.7
	3級	3	23.1
	2級	3	23.1
	1級	6	46.1
	計	13	100.0
令和元年11月1日 現在	5級	0	0.0
	4級	1	7.7
	3級	3	23.1
	2級	4	30.8
	1級	5	38.4
	計	13	100.0

(級別の標準的な職務内容)

区分	5級	4級	3級	2級	1級
行政職(-)	部長	統括課長 ・課長 ・主幹	係長	副係長	主事

エ 昇給

区 分		行政職(-)	
本 年 度	職 員 数 (A) (人)	13	
	昇給に係る職員数 (B) (人)	12	
	号 給 数 別 内 訳	1号給 (人)	1
		2号給 (人)	0
		3号給 (人)	0
		4号給 (人)	9
		5号給 (人)	2
		6号給 (人)	0
比 率 (B) / (A) (%)	92.3		
前 年 度	職 員 数 (A) (人)	13	
	昇給に係る職員数 (B) (人)	11	
	号 給 数 別 内 訳	1号給 (人)	0
		2号給 (人)	0
		3号給 (人)	0
		4号給 (人)	9
		5号給 (人)	2
		6号給 (人)	0
比 率 (B) / (A) (%)	84.6		

オ 期末手当・勤勉手当

区 分	支 給 期 別 支 給 率		支給率計 (月分)	職制上の段階、 職務の級等による加算措置	備 考
	6月 (月分)	12月 (月分)			
市	改正後	2.325	2.225	4.55	有 —
	改正前	2.325	2.325	4.65	
国	改正後	2.25	2.20	4.45	有 —
	改正前	2.25	2.25	4.50	

カ 定年退職及び勸奨退職に係る退職手当（令和2年11月1日現在）

区分	20年勤続の者 (月分)	25年勤続の者 (月分)	35年勤続の者 (月分)	最高限度 (月分)	その他の加算措置等	備考
市の制度	23.00	30.50	43.00	43.00	定年前早期退職特例 (2%～10%加算)	—
国の制度	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職特例 (2%～45%加算)	—

キ 地域手当（令和2年11月1日現在）

支給対象地域	稲城市
支給率 (%)	15.0
支給対象職員数 (人)	13
国の指定基準に基づく支給率 (%)	15.0

ク その他の手当（令和2年11月1日現在）

(単位 円)

区分	国の制度との異同	差異の内容		
扶養手当	異なる	改定なし		
		扶養等による区分	市の場合	国の場合
		配偶者	6,000 (課長職3,000)	6,500
		子	9,000	10,000
		父母等	6,000 (課長職3,000)	6,500
		満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子1人当たりの加算額	4,000	5,000

住居手当	異なる	改定なし			
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>市の場合</th> <th>国の場合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> 当該年度末に35歳未満で、自ら居住するため住宅又は貸間を借り受け、月額15,000円以上の家賃を支払っている世帯主等 (管理職を除く。) </td> <td> 借家又は借間に居住する職員 に対する支給限度額 27,000 </td> </tr> </tbody> </table>	市の場合	国の場合	当該年度末に35歳未満で、自ら居住するため住宅又は貸間を借り受け、月額15,000円以上の家賃を支払っている世帯主等 (管理職を除く。)
市の場合	国の場合				
当該年度末に35歳未満で、自ら居住するため住宅又は貸間を借り受け、月額15,000円以上の家賃を支払っている世帯主等 (管理職を除く。)	借家又は借間に居住する職員 に対する支給限度額 27,000				
通勤手当	異なる	改定なし			
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>市の場合</th> <th>国の場合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> 交通機関利用者運賃相当額(6か月定期券等)を支給 </td> <td> 交通機関利用者運賃相当額(6か月定期券等)を支給 月額支給限度額 55,000 </td> </tr> </tbody> </table>	市の場合	国の場合	交通機関利用者運賃相当額(6か月定期券等)を支給
市の場合	国の場合				
交通機関利用者運賃相当額(6か月定期券等)を支給	交通機関利用者運賃相当額(6か月定期券等)を支給 月額支給限度額 55,000				

第98号議案

令和 2 年 度

東京都稲城市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

令和 2 年 度

東京都稲城市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）

令和 2 年度東京都稲城市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,707千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1,751,672千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 2 年 11 月 26 日

提出者 稲城市長 高 橋 勝 浩

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 繰入金		767,515	748	768,263
	1 繰入金	767,515	748	768,263
6 諸収入		358	772	1,130
	2 償還金及び還付加算金	308	772	1,080
7 国庫支出金		0	187	187
	1 国庫補助金	0	187	187
歳入合計		1,749,965	1,707	1,751,672

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		13,565	935	14,500
	1 総務管理費	9,636	935	10,571
4 諸支出金		25,382	772	26,154
	1 償還金及び還付加算金	836	772	1,608
歳出合計		1,749,965	1,707	1,751,672

歲入歲出預算事項別明細書

歳 入

第3款 繰入金 (補正額 748 千円)

科 目		補正前の額	補正額	計	節	
項	目				区 分	金 額
1	繰入金	767,515	748	768,263		
	1 一般会計繰入金	767,515	748	768,263		
					1 一般会計繰入金	748
	計	767,515	748	768,263		

第6款 諸収入 (補正額 772 千円)

科 目		補正前の額	補正額	計	節	
項	目				区 分	金 額
2	償還金及び還付加算金	308	772	1,080		
	1 保険料還付金	307	766	1,073		
					1 保険料還付金	766
	2 還付加算金	1	6	7		
					1 還付加算金	6
	計	358	772	1,130		

第7款 国庫支出金 (補正額 187 千円)

科 目		補正前の額	補正額	計	節	
項	目				区 分	金 額
1	国庫補助金	0	187	187		
	1 調整交付金	0	187	187		
					1 調整交付金	187
	計	0	187	187		

(単位：千円)

説 明	
(保険年金課) 事務費繰入金	748 748

第3款 繰 入 金

(単位：千円)

説 明	
(保険年金課) 保険料還付金	766 766
(保険年金課) 還付加算金	6 6

第6款 諸 収 入

(単位：千円)

説 明	
(保険年金課) 高齢者医療制度円滑運営事業費補助金	187 187

第7款 国 庫 支 出 金

第99号議案

令和 2 年 度

東京都稲城市下水道事業会計補正予算（第1号）

令和 2 年 度

東京都稲城市下水道事業会計補正予算（第 1 号）

（総則）

第 1 条 令和 2 年度東京都稲城市下水道事業会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出の補正）

第 2 条 令和 2 年度東京都稲城市下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

	（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
収入				
第 1 款	下水道事業収益	2,012,845千円	△4,346千円	2,008,499千円
第 2 項	営業外収益	812,936千円	△4,346千円	808,590千円
支出				
第 1 款	下水道事業費用	1,943,765千円	△4,349千円	1,939,416千円
第 1 項	営業費用	1,763,386千円	△4,346千円	1,759,040千円
第 2 項	営業外費用	177,780千円	△3千円	177,777千円

（資本的収入及び支出の補正）

第 3 条 予算第 4 条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

	（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
収入				
第 1 款	資本的収入	673,139千円	1,135千円	674,274千円
第 3 項	他会計補助金	221,090千円	1,135千円	222,225千円
支出				
第 1 款	資本的支出	1,020,329千円	1,135千円	1,021,464千円
第 1 項	建設改良費	458,067千円	1,135千円	459,202千円

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正）

第 4 条 予算第 9 条に定めた議会の議決を経なければ流用することのできない経費の金額を次のとおり補正する。

	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
職員給与費	97,934千円	△3,211千円	94,723千円

（他会計からの補助金の補正）

第5条 予算第10条中「295,985千円」を「292,774千円」に補正する。

令和2年11月26日

提出者 稲城市長 高橋 勝 浩

東京都稲城市下水道事業会計補正予算(第1号)
に関する説明書

令和2年度 東京都稲城市下水道事業会計補正予算(第1号)実施計画

収益的収入及び支出

収入 (単位:千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計
1 下水道事業収益			2,012,845	△ 4,346	2,008,499
	2 営業外収益		812,936	△ 4,346	808,590
		3 他会計補助金	74,895	△ 4,346	70,549

支出 (単位:千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計
1 下水道事業費用			1,943,765	△ 4,349	1,939,416
	1 営業費用		1,763,386	△ 4,346	1,759,040
		3 総係費	215,584	△ 4,346	211,238
	2 営業外費用		177,780	△ 3	177,777
		2 消費税及び地方消費税	68,825	△ 3	68,822

資本的収入及び支出

収入 (単位:千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計
1 資本的 収入			673,139	1,135	674,274
	3 他会計補助金		221,090	1,135	222,225
		1 他会計補助金	221,090	1,135	222,225

支出 (単位:千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計
1 資本的 支出			1,020,329	1,135	1,021,464
	1 建設改良費		458,067	1,135	459,202
		4 建設総係費	29,746	1,135	30,881

令和2年度 東京都稲城市下水道

収益の収入

収 入

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計
1	下	水道事業収益	2,012,845	△ 4,346	2,008,499
	2	営業外収益	812,936	△ 4,346	808,590
		3 他会計補助金	74,895	△ 4,346	70,549

支 出

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計
1	下	水道事業費用	1,943,765	△ 4,349	1,939,416
	1	営業費用	1,763,386	△ 4,346	1,759,040
		3 総係費用	215,584	△ 4,346	211,238
	2	営業外費用	177,780	△ 3	177,777
		2 消費税及び地方消費税	68,825	△ 3	68,822

事業会計補正予算(第1号)実施計画説明書

及び支出

(単位:千円)

節		金額	説明
区	分		
1	一般会計補助金	△ 4,346	一般会計補助金 △ 4,346

(単位:千円)

節		金額	説明
区	分		
1	給料	△ 1,693	職員8人 △ 1,693
2	手当	△ 1,432	手当 △ 1,432
3	賞与引当金繰入額	△ 329	賞与引当金繰入額 △ 329
4	法定福利費	△ 823	東京都市町村職員共済組合負担金 △ 695 " 追加費用 △ 128
5	法定福利費引当金繰入額	△ 69	法定福利費引当金繰入額 △ 69
1	消費税及び地方消費税	△ 3	消費税及び地方消費税 △ 3

資 本 的 收 入

收 入

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計
1		資 本 的 收 入	673,139	1,135	674,274
	3	他 会 計 補 助 金	221,090	1,135	222,225
		1 他 会 計 補 助 金	221,090	1,135	222,225

支 出

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計
1		資 本 的 支 出	1,020,329	1,135	1,021,464
	1	建 設 改 良 費	458,067	1,135	459,202
		4 建 設 総 係 費	29,746	1,135	30,881

及 び 支 出

(単位:千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 一般会計補助金	1,135	一般会計補助金 1,135

(単位:千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 給 料	374	職員3人 374
2 手 当	449	手当 449
3 賞与引当金繰入額	2	賞与引当金繰入額 2
4 法定福利費	311	東京都市町村職員共済組合負担金 327 " 追加費用 Δ 16
5 法定福利費引当金繰入額	Δ 1	法定福利費引当金繰入額 Δ 1

給 与 費

1. 総括

区分	職員数 (人)		給 与 費		
	特別職	一般職	報 酬	給 料	手 当
補正後	0	(0) 10	0	41,950	38,048
補正前	0	(0) 11	0	43,269	39,358
比 較	0	(0) △1	0	△ 1,319	△ 1,310

()内は再任用で外教

区分	手当の内訳						
	扶 養 手 当	地 域 手 当	管 理 職 手 当	通 勤 手 当	特 殊 時 間 外 勤 務 手 当	特 殊 時 間 外 勤 務 手 当	特 殊 時 間 外 勤 務 手 当
補正後	1,058	6,369	881	820	15	2,447	
補正前	876	6,756	881	795	15	2,447	
比 較	182	△ 387	0	25	0	0	

2. 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増減額	増 減 事 由 別 内 訳	増 減 額	説 明	増 減 額
給 料	△ 1,319	その他の減分	△ 1,319	職員配置等による減分	△ 1,210
				新陳代謝等による減分	△ 109
手 当	△ 1,310	給与改定に伴う減分	△ 448	給与改定に伴う減分	△ 448
				その他の減分	△ 862
				新陳代謝等による減分	△ 36

明 細 書

(単位:千円)

計	法定福利費	合 計	備 考
79,998	14,725	94,723	
82,627	15,307	97,934	
△ 2,629	△ 582	△ 3,211	

夜間勤務手当	宿日直当手	期末・勤勉当	住居手当	児童手当	管理職員特別勤務手当	休日勤務当	退職手当組合負担金
0	0	19,104	495	780	0	0	6,079
0	0	20,368	495	450	0	0	6,275
0	0	△ 1,264	0	330	0	0	△ 196

(単位:千円)

備	考
期末手当	支給率の減 △0.10月

3. 給料及び職員手当の状況

(ア) 職員1人当たり給与

区 分		行政職(一)
令和2年11月1日 現在	平均給料月額 (円)	327,400
	平均給与月額 (円)	405,354
	平均年齢 (歳)	43 歳 2 月
令和元年11月1日 現在	平均給料月額 (円)	322,845
	平均給与月額 (円)	420,723
	平均年齢 (歳)	43 歳 0 月

(イ) 初任給

(単位:円)

区 分	行政職(一)	国の制度	
		一般行政職	
I類	改正後	183,700	186,700
	改正前	183,700	186,700
II類	改正後	157,100	-
	改正前	157,100	-
III類	改正後	145,600	150,600
	改正前	145,600	150,600

(ウ) 級別職員数 (再任用職員は外数のため、本票には含まれていません。)

区 分	行政職(一)		
	級	職員数(人)	構成比(%)
令和2年11月1日 現 在	5 級	0	0.0
	4 級	1	10.0
	3 級	3	30.0
	2 級	2	20.0
	1 級	4	40.0
	計	10	100.0
令和元年11月1日 現 在	5 級	0	0.0
	4 級	1	9.1
	3 級	3	27.3
	2 級	2	18.2
	1 級	5	45.4
	計	11	100.0

(級別の基準となる職務)

区 分	5級	4級	3級	2級	1級
行政職(一)	部長	統括課長・課長	係長	副係長	主事

(エ) 昇給

区 分		合 計		職 種 行 政 職(一)		
本 年 度	職 員 数 (A) (人)		11		11	
	昇給に係る職員数 (B) (人)		10		10	
	号 給 数 別 内 訳	1号給 (人)		0		0
		2号給 (人)		1		1
		3号給 (人)		0		0
		4号給 (人)		6		6
		5号給 (人)		3		3
	6号給 (人)		0		0	
比 率 (B)/(A) (%)		90.9		90.9		
前 年 度	職 員 数 (A) (人)		11		11	
	昇給に係る職員数 (B) (人)		9		9	
	号 給 数 別 内 訳	1号給 (人)		1		1
		2号給 (人)		0		0
		3号給 (人)		0		0
		4号給 (人)		4		4
		5号給 (人)		3		3
	6号給 (人)		1		1	
比 率 (B)/(A) (%)		81.8		81.8		

(オ) 期末手当・勤勉手当

()内は再任用職員支給率

区 分	支 給 期 別 支 給 率		支 給 率 計 (月分)	職制上の段階・職務の 級等による加算措置	備 考
	6月(月分)	12月(月分)			
市	改正後	(1.225) 2.325	(1.175) 2.225	(2.40) 4.55	有 -
	改正前	(1.225) 2.325	(1.225) 2.325	(2.45) 4.65	
国	改正後	(1.175) 2.25	(1.175) 2.20	(2.35) 4.45	有 -
	改正前	(1.175) 2.25	(1.175) 2.25	(2.35) 4.50	

(カ) 定年退職及び勲奨退職に係る退職手当(令和2年11月1日現在)

区 分	20年勤続の者 (月分)	25年勤続の者 (月分)	35年勤続の者 (月分)	最高限度 (月分)	その他の加算措置等	備 考
支給率等	23.00	30.50	43.00	43.00	定年前早期退職特例 (2%~10%加算)	-
国の制度 支給率等	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職特例 (2%~45%加算)	-

(キ) 地域手当(令和2年11月1日現在)

支給対象地域	稲城市
支給率 (%)	15.0
支給対象職員数 (人)	10
国の指定基準に基づく支給率 (%)	15.0

(ク) 特殊勤務手当

区分	全職種
給料総額に対する比率 (%)	0.04
支給対象職員の比率 (%) (令和2年11月1日現在)	100.00
特殊勤務手当の名称	下水道 ^{きよ} 渠調査手当

(ケ) その他の手当(令和2年11月1日現在)

(単位:円)

区分	国の制度との異同	差 異 の 内 容		
扶養手当	異なる	改定なし		
		扶養等による区分	市の場合	国の場合
		配偶者	6,000 (課長職3,000)	6,500
		子	9,000	10,000
		父母等	6,000 (課長職3,000)	6,500
		満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子1人当たりの加算額	4,000	5,000
住居手当	異なる	改定なし		
		市の場合	15,000	国の場合 借家又は借間に居住する職員 に対する支給限度額 28,000
通勤手当	異なる	改定なし		
		市の場合 交通機関利用者運賃相当額 (6か月定期券等)を支給		国の場合 交通機関利用者運賃相当額 (6か月定期券等)を支給 月額支給限度額 55,000